四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項及び第二項、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第百三条第二号、第五号及び第六号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第四十五条第一項」の下に「、第四十五条の二第二項」を加え、「第四十八条の二十一第一項及び第二項、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七」を「第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の四十八まで、第四十八条の五十」に改め、同表第二十四条の項中「若しくは第六項」を「、第六項若しくは第七項」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「。第三項」の下に「（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十八条の七第一項」の下に「、第四十八条の三十五第一項」を加え、同表第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の二十一第三項の項中「第四十八条の三十八第三項」に改め、同表第四十七条の八第二項、第四十八条の二十一第三項の項中「第四十八条の二十一第三項」を「第四十八条の三十八第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十八条の三十五第一項	道路管理者は	国は
第四十八条の四十二第一項	道路管理者（道路管理者」という。）	国土交通大臣
第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	特定道路管理者	国土交通大臣

第十二条の表第四十八条の二十六の項中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改める。

第十三条の表第三十四条の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項第二号中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第七条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十五号中「第四十八条の二十二」を「第四十八条の三十九」に改める。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第二条の三中「さく」を「柵」に、「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定める政令の一部改正）

第九条　阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定める政令（平成七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第七号」を「第九号」に、「道路の防雪又は防砂のための」を「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に掲げる」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第三条第一項第三号の項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第六条第一項の表第五条第一項第一号の項及び第五条第一項第三号の項中「第八条第一項第二十一号」を「第八条第一項第二十七号」に改め、同表第九条第一項第十一号の項中「前条第一項第二十号」を「前条第一項第二十五号」に、「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同表第三十条第一項第三号及び第八号の項中「第三十条第一項第三号及び第八号」を「第三十条第一項第四号及び第十四号」に改め、同表第三十条第一項第四号の項中「第三十条第一項第四号」を「第三十条第一項第五号」に改め、同表第三十条第一項第五号の項中「第三十条第一項第五号」を「第三十条第一項第六号」に、「第四十七条の九第一項」を「第四十七条の十一第一項」に改め、同表第三十条第一項第六号の項中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第七号」に改め、同表第三十条第一項第八号の項中「第三十条第一項第八号」を「第三十条第一項第十四号」に改め、同表第三十五条の項中「第八条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十四号」に、「第九条第一項第九号」を「第九条第一項第十号」に、「第十七条第一項第十四号」を「第十七条第一項第二十号」に改め、同表第三十七条第一項、第五十四条第二項、第五十五条の項中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改め、同条第二項の表第二条第二項第六号の項中「第二条第二項第五号、第七号及び第八号」に改め、同条第三項の表第三十四条の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第七号」を「第九号」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

（山村振興法施行令の一部改正）

第十三条　山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。